射水市告示第３１１号

令和８年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書の公示送達について

地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により、令和８年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書の送付に代えて公示送達する。

なお、当該書類を財務管理部課税課に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和８年１０月１５日

射水市長　　夏　野　元　志

記

1 税目別文書

市民税・県民税・森林環境税納税通知書

2 送達を受けるべき者の氏名

	氏名
1	NGUYEN TIEN DUNG